

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める上場規則を遵守し、全てのステークホルダーに対して、的確な情報を迅速かつ公平に開示することに努めております。

また、全ての株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保のために、当社における株主対応の継続的な改善を実施し、適正かつ誠実な対応に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現時点において当社の株主に機関投資家や海外投資家が存在しないことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後株主構成の変化に応じて実施を検討してまいります。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、中核人材の登用等に当たっては、国籍、性別、中途採用等を区別することなく、能力や資質、適正を公平に評価して、優秀と考える人材を管理職に登用しており、女性および中途採用者の管理職登用の実績もありますが、具体的な多様性の目標値は設定しておりません。今後は目標値を設定して開示することを検討してまいります。

【補充原則3-1 海外投資家等の比率を踏まえた英語での情報開示・提供】

現時点において当社の株主における海外投資家が存在しないことから、英語での情報開示・提供を実施しておりませんが、今後株主構成の変化に応じて英語での情報開示・提供の実施を検討してまいります。

【補充原則4-1 中期経営計画のコミットメント】

当社は、中期経営計画を策定していますが、公表はしていません。しかしながら、日頃から株主との対話を行っており、経営戦略や経営計画などについての理解を得られるように努めております。中期経営計画の公表は、今後検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者の後継者計画】

当社は、代表取締役社長の後継者の計画(プランニング)は現時点においては明確に定めておりません。後継者は人格、見識、実績等を総合的に勘案し、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬諮問委員会の諮問等を踏まえて検討・選定することとしておりますが、今後、客観性・適時性・透明性ある手続きに従い、後継者計画の策定・運用に取り組んでいく方針であります。

【補充原則4-2 経営陣の報酬】

取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案して取締役会において社員・役員報酬評価表に基づき個別の固定報酬額を決定しております。今後は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績の向上や企業価値の向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、業績連動報酬及び非金銭報酬等の長期的な業績と連動する報酬について検討すべく、2022年2月に設置した任意の指名報酬諮問委員会において議論を開始しております。

【補充原則4-3 最高経営責任者の解任に関する手続き】

当社は、最高経営責任者(代表取締役社長)の解任に関する具体的な手続やその評価基準は定めておりませんが、最高経営責任者(代表取締役社長)の解任に当たっては、その機能を十分に発揮していないと認められる場合には、独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬諮問委員会において議論を行い、取締役会に答申することとしており、取締役会において十分な審議を尽くした上で決議することとなります。具体的な手続やその評価基準は2023年9月期中に決定していく方針です。

【補充原則4-11 取締役会の実効性評価】

取締役会には、社外取締役3名が出席しており、それぞれの専門分野において豊富な経験と知識に基づき、当社の中長期的な企業価値向上と少数株主利益の保護の観点から、適切な助言・提言をいただいております。また、取締役会の運営に当たり、会社の経営成績等に関する詳細な資料、個別議案の意思決定に資する判断資料等を事前に配付しており、取締役間では活発な意見交換が行われており、実効性は担保されているものと認識しております。

現時点において取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、今後は実施を検討する方針であります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、KPIや、収益力、資本効率等に関する具体的な指標を含めた情報については、今後の中期経営計画の適切な公表時期を含め、引き続き慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現時点で政策保有株式を保有しておらず、今後保有する予定もありません。しかし、政策的株式を保有する場合には、関係強化によって得られる利益と投資額等を総合的に勘案して当社の企業価値の向上に資するかどうかの観点から投資の可否を取締役会にて十分に審議したうえで実施する方針であります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引規程を制定し、取引の事前把握に努めるとともに、新規取引の発生もしくは取引が継続する場合は、取締役会において取引の合理性や公正性を判定・承認するという方法により適正な手続きを確保しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現在企業年金制度は導入しておりませんが、企業年金の運用を行う場合、企業年金の運用が従業員の安定的な資産形成や当社の財政状況にも影響を与えることを十分に認識し、社内に運用担当者を設置し、アセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるように取り組む予定です。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念や経営戦略

当社のホームページや、決算説明資料等にて開示しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii) 取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会が原案を審議し、その結果を取締役会に諮問しております。取締役会は、指名報酬諮問委員会が諮問した原案を尊重し、個人別の報酬額を決定しております。

経営陣幹部である執行役員は、執行役員規程において社員の最高位として規定しており、社員と同様に当社賃金規程及び人事考課規程に基づき、代表取締役社長が最終決定を行っております。

(iv) 取締役・監査役候補及び経営陣幹部の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名について、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。監査役候補の指名について、株主総会への提出議案に対する同意は監査役会の決議によっております。

経営陣幹部である執行役員は、取締役の推薦により取締役会による決議によって選任することとしております。

(v) 取締役・監査役候補及び経営陣幹部の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

現在は、取締役・監査役候補者の選任を行う際の、個々の選任・指名理由は開示しておりません。株主総会招集通知における個々の選任・指名理由の開示については、今後検討してまいります。

経営陣幹部である執行役員の選任は、取締役会決議事項としているため、個々の選任・指名理由の開示は行いません。

【補充原則3-1 サステナビリティへの取組み】

本報告書の「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況【環境保全活動、CSR活動等の実施】」に開示しております。

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務】

当社は、法令及び定款に定められた事項並びに当社における経営上重要な事項については取締役会で決定する旨を取締役会規程において定めております。また、各取締役に対して委任する職務・権限の範囲については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により規定することによって、業務執行のスピードアップを図っております。

【補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考とし、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役3名全員を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-10 任意の独立した諮問委員会の設置】

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の下に任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。委員は、取締役3名（うち2名が社外取締役）であり、過半数を社外役員が構成しております。社外取締役を委員長とし、指名や報酬などの重要な事項に関して審議され、適切な関与を得ております。

【補充原則4-11 取締役の選任に関する方針】

取締役の人数は定款で10名以内と決められており、現在は7名となっていますが、取締役会における活発な議論を行うために適正な規模であるとともに、他社での経営経験を有する独立社外取締役を含む、知識・経験・能力のバランスを考慮した構成であることをスキルマトリックスでも確認の上、判断しております。

【補充原則4-11 社外役員の兼任状況】

当社は、社外取締役及び社外監査役の兼任状況につき、株主総会招集通知に開示しております。取締役の役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けることとしており、合理的な数の範囲内に留める方針です。

【補充原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、取締役・監査役に対し、定例取締役会の機会等に、外部専門家等を招いた研修等を実施してまいります。常勤監査役は日本監査役協会が主催するセミナー等へ積極的に参加しております。また、社外取締役・社外監査役に対しては、当社及び当社事業を取り巻く環境への理解を深めることを目的に、業務執行取締役等からの説明等の機会を提供することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主との対話には前向きに対応いたします。そのために、代表取締役社長やIRを担当する取締役を中心に、関連部門が連携を図りながら、決算説明会等での株主との建設的な対話を促進する体制の整備・取組みを進めてまいります。

IRの活動状況は取締役会において報告して、適切に取締役や監査役との情報共有を図ります。

なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社デュケレ	1,199,800	39.12
鈴木 甲子雄	183,000	5.98
佐藤 陽彦	183,000	5.98
近藤 隆	171,000	5.58
イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合	117,000	3.81
尾上 幸裕	60,600	1.98
升本 甲一	60,600	1.98
永井 充	60,600	1.98
佐野 陽彦	60,600	1.98
小林 裕	60,600	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辛坊 正記	他の会社の出身者											
津田 晃	他の会社の出身者											
柴野 相雄	弁護士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辛坊 正記	○	—	金融業界における長年の経験及び会社役員の経験に加え、コンサルティング会社における内部統制構築支援、経営改善指導経験を有しており、これらの知見・経験を活かし当社の経営全般に関する有益な助言・提言をいただけることを期待して選任しております。 また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
津田 晃	○	同氏は、社外取締役就任前に、当社顧問として約4カ月間顧問料を收受しておりました。また、子会社であるFCEプロセス&テクノロジー社と顧客紹介代理店契約を同期間締結し、代理店報酬を收受しておりました。しかし多額なものではなく、社外取締役就任に際し顧問契約及び顧客紹介代理店契約を解消しており、独立性に問題ないと判断しております。	証券会社の代表取締役を始め数多くの企業経営の経験、及び上場会社における社外取締役・社外監査役に就任しコーポレート・ガバナンスにおける知見も有しており、これらの幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して選任しております。 また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
柴野 相雄	○	—	弁護士としての高い専門性及び企業法務に精通した知識を有しており、当社のガバナンス強化に寄与していただけることを期待して選任しております。 また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

- ・当社は指名報酬諮問委員会を設置しており、指名委員会と報酬委員会双方の機能を担っております。
- ・委員会設置の目的は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることを目的として設置しております。
- ・委員の選定は取締役会の決議により決定しております。
- ・委員会は、委員長として辛坊正記社外取締役、委員として津田晃社外取締役、石川淳悦代表取締役社長の3名で構成しております。
- ・委員会の権限、役割、独立性、事務局の設置等については、指名報酬諮問委員会規程に定めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、内部監査、会計監査人監査のそれぞれの実効性を高め、監査全般の質的向上と連携、相互補完を図るため、監査の協力、情報提供・共有および定期的な三様監査を実施し、監査役、内部監査室および会計監査人とは相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須藤 伸一	他の会社の出身者													
坂本 倫子	弁護士													
三橋 明史	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」「
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤 伸一	○	—	事業会社における管理部門責任者及び会社 役員の経験、投資会社における内部統制構築 支援・IPO支援・M & A支援等の経験を有して おり、その専門的知識や経験を当社の監査体 制に活かしていただけることを期待して選任し ております。 また、当社と同氏の間には特別の利害関係 はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはな いものと判断し、独立役員に指定してありま す。
坂本 倫子	○	—	弁護士としての知見・経験、及び社外役員を 歴任される中で企業法務に関する幅広い見識 を有しており、当社のコンプライアンス強化に寄 与していただけることを期待して選任してありま す。 また、当社と同氏の間には特別の利害関係 はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはな いものと判断し、独立役員に指定してありま す。
三橋 明史	○	—	公認会計士として財務・会計に関する相当程 度の知見及び大手監査法人における会計監査 経験を有し、これらを当社の監査体制に活かして いただけることを期待して選任しております。 また、当社と同氏の間には特別の利害関係 はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはな いものと判断し、独立役員に指定してありま す。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任する際の判断基準として、具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性
判断基準等を参考に、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者とし、優れた人格とともに当社の経営を的確、公
正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営参画意識やモチベーションの向上及び財産形成の一助等を目的に、税制適格ストックオプションを取締役および従業員に付与しております。また信託型ストックオプションを導入しており、信託期間満了日時点において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員または顧問、業務委託先もしくは取引先等の社外協力者のうち受益者として指定されたものに分配されるものとしております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役や従業員等に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、就任時期、在籍期間、今後の事業成長への貢献期待度等を勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会が原案を審議し、その結果を取締役会に諮問しております。取締役会は、指名報酬諮問委員会が諮問した原案を尊重し、個人別の報酬額を決定しております。今後は長期的な業績と連動する報酬についても議論し、検討してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専任の部署や人員は配置していませんが、マネジメント推進部、財務経理部及び内部監査室等が情報提供等を行って、その役割・責務を果たせるよう支援しております。

当社は、取締役会を月1回の頻度で開催し、前年度の第3四半期中までに次年度の年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しております。

取締役会に上程される事項は、議題及び事前確認が必要な資料について、事前配布を行っており、質問等がある場合は、事務局に問い合わせることが出来る体制によって審議の活性化に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月開催をしており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として様々な事業分野において重要な地位にあった経験を持つ方を招聘し、独立した見地から社外からの経営監視を可能とする体制作りに努めております。

b 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(ともに社外監査役)で構成され、毎月開催される取締役会に出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかのチェックを行っております。また、監査役による監査役会を毎月1回開催する他、監査役は内部監査室との連携を図り、実効的な監査を行えるよう努めております。

c FCEグループトップ会議

FCEグループトップ会議は、当社代表取締役社長、財務経理担当取締役1名、管理担当執行役員1名、関係会社代表取締役のうちの3名をもって構成しており、定例会として毎月1回、また必要に応じ臨時で開催し、稟議規程により取締役会から委譲された権限に基づき、当社グループの企業経営に関わる意思決定を行っております。

d リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、財務経理担当取締役1名、管理担当執行役員1名、関係会社代表取締役のうちの3名をもって構成しており、定例会として四半期に1回、また必要に応じ臨時で開催し、リスク管理規程に基づき、当社のリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定を行っております。

e コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役3名、社外取締役1名、管理担当執行役員1名、常勤監査役1名をもって構成しており、定例会として四半期に1回、また必要に応じ臨時で開催し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス状況の把握、コンプライアンス活動の推進を行っております。

f 指名報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年2月の取締役決議で、取締役の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置しております。指名報酬諮問委員会は社外取締役を委員長とし、社外取締役2名、代表取締役社長の計3名で構成しております。

g 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

h 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長含め6名が、代表取締役社長の命を受け自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持改善を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能する経営管理体制として、監査役会設置会社が適切と判断したため、当該企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であることから、3月決算の会社と比較して集中しないという認識ではありますが、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日を避けた開催に加え、適切な会場の選択等、総合的な対応に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点において当社の株主における海外投資家が存在しないことから、英語での情報開示・提供を実施しておりませんが、今後株主構成の変化に応じて英語での情報開示・提供の実施を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページのIR専用サイト上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定であるものの、個人投資家向けに説明会等を開催する予定としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定であるものの、機関投資家向けに定期的説明会等を開催する予定としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、今後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR専用サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対してディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示責任者は財務経理部担当役員とし、IR活動に関する業務は、財務経理部にて担当致します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス規程」「適時開示規程」「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を定めるとともに、全てのステークホルダーから信頼を得るように努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「社会の課題にビジネスで挑む」を企業方針とし、社会課題の改善につながることを事業として取り組むことを企図しております。 SDGsの17の目標においては、「4. 質の高い教育をみんなに」「8. 働きがいも経済成長も」の2項目を、特に重視する項目としています。 子ども向け教育事業においては、日本の将来を担う世代が自らの人生を自ら切り拓く力を身に付けられるよう、事業として支援しております。 加えて、非営利活動としても「チャレンジカップ」という児童・生徒向けイベントを2008年より継続して開催しており、子どもたちの夢や目標の実現を応援しております。 「チャレンジカップ」公式サイト https://www.challenge-cup.net/ また、大人向けの研修・コンサルティング事業やDX推進事業においては、一人ひとりがより価値の高い仕事に取り組むことで働きがいを創造し、企業の発展により雇用を創出できるよう、事業として支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示をすることが重要であるとの認識に基づき、当社ホームページ等を通じて適時適切に情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は下記の通り「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (3) 適正かつ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範、倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
- (4) コンプライアンスに関する情報を集約するための内部通報窓口を設置し、当該窓口への通報内容を調査した上で、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
- (5) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
- (6) 「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 株主総会及び取締役会の議事録その他経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生時の未然防止に努めるため、リスク管理委員会を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。
- (2) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- (3) リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るために継続的な教育・研修を実施する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定める。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社に役職員等を派遣し、当社の役職員等がグループ各社の取締役等に就くことにより、当社がグループ各社の業務の適正を監視し、または業務執行の効率性に関する課題を把握し、改善できる体制を確立する。
- (2) グループ各社の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社のグループ各社の管理を担当する部門はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。
- (3) 当社は、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、グループ各社からの事業内容の定期的な報告を受け、またグループ各社の重要案件について事前協議を行うものとする。
- (4) 当社の内部監査室が定期的にグループ各社の内部監査を実施し、監査の結果を当社の代表取締役社長及び監査役会に報告する体制を確立する。
- (5) グループ各社において、法令及び社内規程に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のグループ各社の管理を担当する部門に報告する体制を確立する。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役が要請を行ったときは、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役の業務補助のためのスタッフを置くものとする。
- (2) 当該スタッフの任命・異動等を行う場合は、監査役会に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人等ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社の監査役に報告をするための体制 其他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、当社の取締役及び使用人等ならびにグループ各社の取締役及び使用人等が、直接または内部通報制度等を用いて間接的に、当社の監査役に対して、法定の事項に加え当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的速やかに報告する体制を確立するものとする。
- (2) 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役会と監査役会との協議によって決定するものとする。
- (3) 当社は、グループ全役職員が内部通報制度その他の手続きを通じて、当該報告をしたことを理由に、報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。

8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席できる。また、当社は監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- (2) 内部監査室は、監査役会との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
- (3) 監査役がその職務執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、速やかに処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを目的に、以下の基本方針を定めるとともに、反社会的勢力対応規程を制定し、対応方法を定めております。

・基本方針

- (1) 反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- (2) 反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応する。
- (3) 反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- (5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

社内体制としては、マネジメント推進部を反社会的勢力対応部署とし、不当要求防止責任者は反社会的勢力反社会的勢力に関する情報の管理・蓄積、社内体制の整備、研究活動の実施、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを推進しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

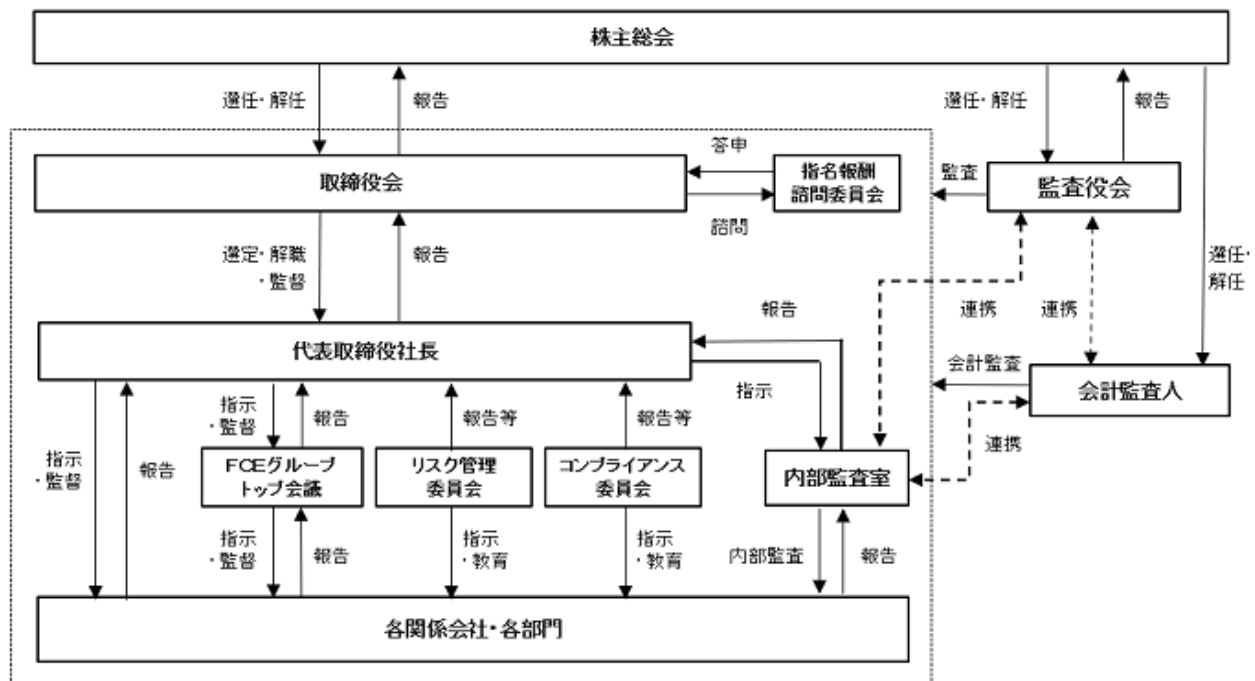
買収防衛策の導入の有無

なし

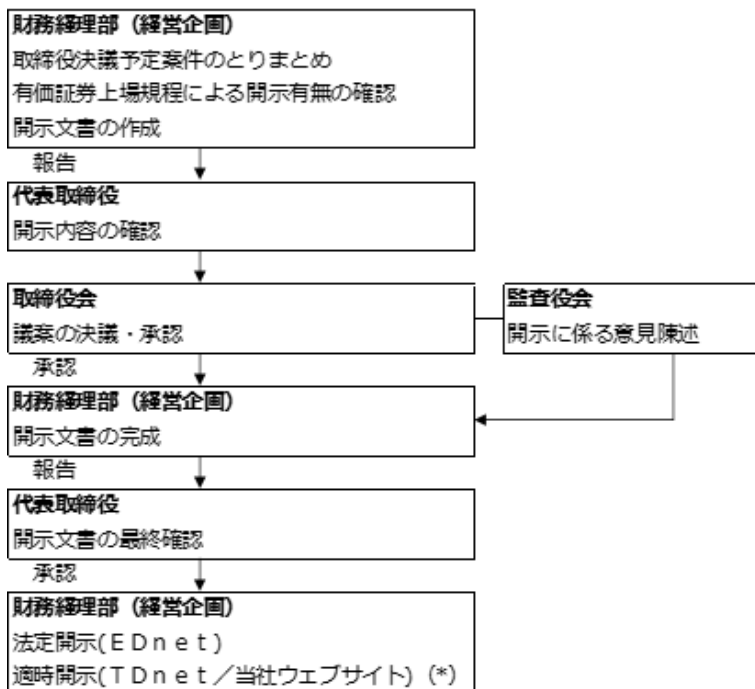
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

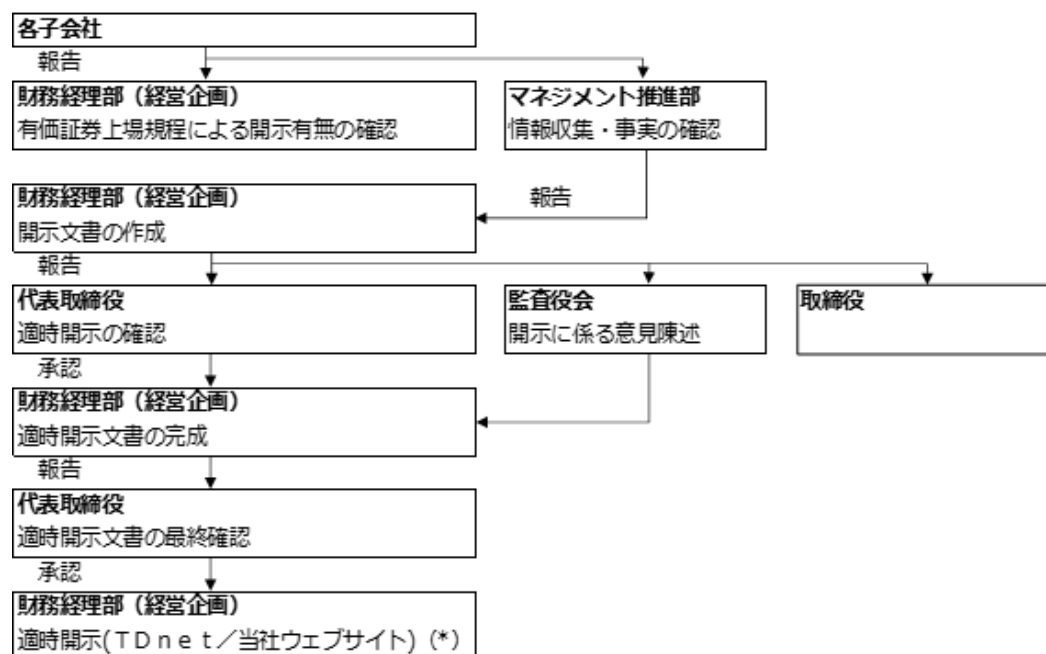
当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



グループに係る決定事項(手続)・決算情報



グループに係る決定・発生事項（事実）



(*) ウェブサイトの掲載やマスコミ対応はリレーション推進部と連携